

「学校防災・災害対応指針」の概要

はじめに

- ・本指針は、平成23年3月に発生した東日本大震災津波への対応を踏まえ、平成8年12月に策定された「学校の防災体制の充実に関する指針」を、地震・津波対策を中心として全面的に見直したものであること。
- ・主として、県立学校における防災体制・災害対応のあり方に関する基本的事項を取りまとめたものであるが、小中学校を対象に各市町村が当該市町村地域防災計画を踏まえた防災に関する計画及び防災対策マニュアル等を策定する際の参考にするものであること。

第1 組織・計画体制

1 学校保健安全法に基づく学校安全計画

学校保健安全法第27条に基づき策定している「学校安全計画」推進のために「学校安全委員会」等を設置している場合には、これを活用して、地域との連携を図る。

2 学校における防災に関する計画等

校長は、学校防災に関する組織及び対策、教職員の役割分担及び情報連絡体制、防災教育等に関する「学校防災に関する計画」を策定するとともに、災害が発生した場合に、児童生徒の安全を確保するとともに、学校に避難所が設置された場合の対応のため、保護者や地域との連携を図りながら、具体的な行動を想定して「学校防災・災害対応マニュアル」を策定する。

第2 情報・連絡体制

1 連絡体制の整備

校長は、児童生徒及び保護者との連絡体制及び教職員、教育委員会等関係機関との連絡体制を整備する。

2 教職員の参集体制の整備

校長は、岩手県災害対策本部規程等に定められている参集体制について、教職員に周知する。

3 所属校に参集できないやむを得ない事情を有する教職員の対応

災害発生時、所属校に参集できないやむを得ない事情がある場合には、校長に連絡の上、出勤可能な県立学校に参集することができるものである。

4 被害情報収集体制の整備

校長は、停電となる場合を想定した準備を行うとともに、校内の被害情報収集体制を整備する。

第3 児童生徒の安全確保対策

1 安全確保を図るための体制整備

校長は、児童生徒や来校者の安全確保のため、災害発生時に担うべき業務や役割分担等について教職員に周知する。

2 発災時別の対応

在校時、学校外の諸活動時、登下校時、在宅時及び保護者や地域の方々の来校時等発災時別に、教職員の行動を想定し、体制等を整備しておく。

3 保護者への児童生徒の引渡し

校長は、在校時に発災した場合の児童生徒の引渡しについて、災害の規模や状況等による対応を具体的に定め、保護者にあらかじめ周知する。

二次災害のおそれがある場合や津波警報が発表されている場合（津波被害が想定される地域の学校が対象）は、保護者への引渡しは行わず、学校管理の下で保護する。

4 学校施設・設備の保全対策

校長は、学校施設・設備の点検を定期的に行い、必要に応じて、教育委員会と調整しながら速やかに措置を講ずる。

第4 防災教育等のあり方

1 防災教育の実施

校長は、児童生徒一人ひとりが、災害発生時に的確に状況を把握し、主体的に適切な行動ができる能力や態度を養うため、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行う。

2 教職員に対する防災研修

校長は、教職員の防災教育・避難訓練に関する指導力や応急処置の技能の習得などの災害時における防災対応能力、応急処理能力を高めるため、教職員の研修を実施する。

3 地域・家庭と連携した防災訓練等の実施

校長は、発災時刻や学校の教育活動等の多様な場面を想定した防災訓練を積極的に計画し、実施に当たっては、PTAや地域住民の参加について配慮する。

第5 教育活動の再開への対応

1 第1ステージ

校長は、災害後における学校の早期再開を図るため、教育委員会と調整しながら、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定し、必要な準備を行った上で、応急教育を実施する。

2 第2ステージ

校長は、学校機能の早期回復を図るため、教育委員会と調整しながら、学校施設等の復旧整備や教職員の体制整備、児童生徒の心のサポート・ケア等を推進する。

3 第3ステージ

校長は、学校における教育環境の整備・充実により学校機能の正常化を図るため、教育委員会と調整しながら、児童生徒へのきめ細かな対応のための教職員体制の継続や児童生徒の心のサポート・ケアの充実等に取り組む。

4 被災した児童生徒の心のサポート・ケア

校長は、児童生徒の心身の状況把握のため、全職員体制で情報収集、整理に当たり、学校医や地域の関係機関、教育委員会等との連携を図り、児童生徒の心のサポート・ケアを推進する

5 教職員に対する人的、制度的な支援

校長は、教育委員会と調整しながら、教職員の応援派遣、心のサポート・ケア、服務や住居等、危機の状況に応じた支援を行う。

第6 避難所としての対応

1 避難所の指定

校長は、市町村長から避難所の指定要請があった場合には、教育委員会と協議する。

2 避難所としての施設の利用

避難所となる場合の学校施設の使用については、その機能を踏まえて判断する。

3 避難所の運営方策

校長は、学校が避難所として指定された場合、市町村の職員が配置されるまでの間、教職員が対応することを想定した体制等について整備する。

4 教職員の対応

教職員は、被害の状況を踏まえながら、校長の指揮監督の下、避難所の運営に協力する。

5 教職員の勤務体制と負担軽減への配慮

教職員の避難所業務への従事は、発災初期の緊急対応であることから、校長は、学校教育の早期再開に向け、教育委員会及び市町村長と協議する

6 避難所が長期化した場合の対応

校長は、学校での授業再開に向け、教育委員会及び市町村長と協議する。

第7 その他

1 外部からの支援等への対応

企業やNPO等の他団体から物資等の支援の申し出があった場合には、校長は、学校の状況を勘案して受入れの可否を決定する。

「学校防災・災害対応指針」

平成24年3月27日

岩手県教育委員会

目 次

はじめに	1
第 1 組織・計画体制	2
1 学校保健安全法に基づく学校安全計画	
2 学校における防災に関する計画等	
第 2 情報・連絡体制	3
1 連絡体制の整備	
2 教職員の参集体制の整備	
3 所属校に参集できないやむを得ない事情を有する教職員の対応	
4 被害者情報収集体制の整備	
第 3 児童生徒の安全確保対策	4
1 安全確保を図るための体制整備	
2 発災時別の対応	
3 保護者への児童生徒の引渡し	
4 学校施設・設備の保全対策	
5 保健室の整備・充実等	
6 医療機関との連絡体制の整備	
第 4 防災教育等のあり方	6
1 防災教育の実施	
2 教職員に対する防災研修	
3 地域・家庭と連携した防災訓練等の実施	
第 5 教育活動再開への対応	7
1 第 1 ステージ	
2 第 2 ステージ	
3 第 3 ステージ	
4 被災した児童生徒の心のサポート・ケア	
5 教職員に対する人的、制度的な支援	
第 6 避難所としての対応	9
1 避難所の指定	
2 避難所としての施設の使用	
3 避難所の運営方策	
4 教職員の対応	
5 教職員の勤務体制と負担軽減への配慮	
6 避難所が長期化した場合の対応	
第 7 その他	1 2
1 外部からの支援等への対応	
別紙 (1) 「学校防災に関する計画」(作成例)	1 3
(2) 安全確保指導体制	1 9
(3) 教育施設安全管理点検項目	2 2
《参考》「学校安全委員会」設置要綱(作成例)	2 9
学校防災・災害対応フロー(例)	3 7

1 『学校防災・災害対応指針 策定の背景

本指針は、平成23年3月に発生した東日本大震災津波への対応を踏まえ、平成8年12月に策定された「学校の防災体制の充実に関する指針」を、地震・津波対策を中心として全面的に見直すこととして策定したものである。

東日本大震災津波は、未曾有の人的・物的被害をもたらした。被災者の多くが学校に避難し、避難所となった学校では校長をはじめ多くの教職員が自らも被災しながら、避難所の運営や被災者への支援を行い、児童等の安否の確認、学校教育活動の再開に尽力した。

しかし、学校は避難所として必ずしも十分な機能を備えていたわけではなく、また、地震と津波では、児童生徒の安全確保の方法も異なってくることや通信手段が断たれた際の情報伝達の方法、学校に避難所が設置された場合の対応等について検討しておく必要があるという課題が浮き彫りとなった。

県教育委員会としては、災害発生時の児童生徒の安全の確保と学校の避難所としての機能も念頭に置いた、学校における防災及び災害対応について明らかにすることが求められていることから、学校が、実情に応じた個別の防災体制を構築するとともに、災害時に適切な対応を行うことができるよう、現在検討が行われている「岩手県地域防災計画」の修正を踏まえつつ指針の見直しを行い、「学校防災・災害対応指針（仮称）」として策定することとしたものである。

2 見直し（『学校防災・災害対応指針 策定）の経緯

ア 平成7年12月、文部省における学識経験者等による『学校等の防災体制の充実についての調査研究協力者会議』が第一次報告をとりまとめた。

イ 平成8年5月、岩手県防災会議から、岩手県防災計画の修正にともない、各部において防災業務計画の見直し整備、活動マニュアルの整備に取り組むよう通知があった。

ウ 平成8年10月、上記『調査研究協力者会議』が第二次（最終）報告をとりまとめた。

エ 平成8年12月、これら一連の経過を踏まえ、『学校の防災体制の充実に関する指針』の原案を策定し、県教育委員会事務局関係課及び各県立学校と協議、検討の上、策定した。

オ 平成13年12月、『岩手県教育委員会危機管理対応方針』、『教育委員会危機管理マニュアル』策定

カ 平成23年3月、東日本大震災津波発生

キ 東日本大震災津波発生への対応を踏まえ、平成23年7月、教育委員会内に教育委員会危機管理検討委員会を設け、見直しの内容について検討するとともに、県立学校、市町村教委、小中学校からも意見聴取の上、『学校の防災体制の充実に関する指針』の改訂を行い、本指針を策定した。

3 『学校防災・災害対応指針』の留意点

ア この『指針』は、学校保健安全法第26条に基づく学校安全に関する学校の設置者の責務として、東日本大震災津波を踏まえ、地震・津波への対応を中心に策定するものであり、学校が策定する「学校安全計画」（第27条）や「危機発生時対処要領（危機管理マニュアル）」（第29条）とも関連するものであること。

イ この『指針』は、主として、県立学校における防災体制・災害対応のあり方に関する基本的事項をとりまとめたものであるが、小中学校を対象に各市町村が当該市町村地域防災計画を踏まえた防災に関する計画及び防災対策マニュアル等を策定する際の参考に資するものであること。

ウ この『指針』は、東日本大震災津波の教訓を念頭に、地震・津波対策を中心にとりまとめたものであるが、これを基本としながらも、防災及び災害対応に関する計画を策定する際には、風水害の発生等地域の実情に配慮すること。

エ 県立学校において、既に策定している学校防災計画（消防法に基づく消防計画も包含するもの等）や校内組織としての学校防災に関する委員会（防火委員会等も包含するもの等）がある場合には、これらを発展的に充実、改組するなどして、より効果的・効率的な体制づくりに配慮すること。

第1 組織・計画体制

1 学校保健安全法に基づく学校安全計画

学校保健安全法第27条に基づき、学校においては、学校の施設設備の点検、児童生徒に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、教職員に対する研修に関する事項について、学校安全計画を策定し、これを実施しているところである。

また、学校において、『学校安全計画』の推進等のために『学校安全委員会』等を設置している場合には、当該委員会等を活用して学校安全に関する地域の関係者との共通理解及び連携を図ることとする。（設置要綱の作成例は、参考資料を参照）

2 学校における防災に関する計画等

校長（校長の職務を執行する者を含む。以下同じ。）は、1の学校安全計画を踏まえ、学校安全の中でも特に、学校における防災に関して、次のとおり計画等を整備することとする。

(1) 『学校防災に関する計画』の策定

校長は、学校防災に関する組織及び対策、教職員の役割分担及び情報連絡体制、防災教育等に関する『学校防災に関する計画』を策定する。

学校防災に関する計画の策定に当たっては、学校内部で十分検討しながら、市町村防災担当課、PTA、及び学校医等と連携しつつ、できるだけ具体的な計画を作成するものとする。

なお、『学校防災に関する計画』については、学校の実情に応じて、消防法に規定する「消防計画」と兼ねて作成されることを想定し、作成例を別紙(1)のとおりとする。

(2) 『学校防災・災害対応マニュアル』の策定

校長は、地震や津波等の災害が発生した場合に、児童生徒の安全を確保するとともに、学校に避難所が設置された際に円滑な運営が図られるようにするため、情報連絡体制、児童生徒の安全確保対策、避難所としての対応等について、教育委員会が示した「危機管理マニュアル」を参考に、学校の実情を踏まえた『学校防災・災害対応マニュアル』を策定する。

策定に当たっては、保護者や地域の関係者との連携を図るとともに、災害時に教職員が具体的にどのような行動をとるべきかについて、発災時別（在校時、登下校時、在宅時等）に記載する。特に、特別支援学校の児童生徒については、在校時及び登下校時の安全確保対策（誘導、情報の伝達方法等）や寄宿舍生の避難等に対してきめ細かい配慮をすることが求められる。

また、策定したマニュアルについては、実際に訓練等で運用し、教職員への周知徹底を図るとともに、訓練の結果を踏まえて改善を図っていくことが重要となる。

第2 情報・連絡体制

1 連絡体制の整備

(1) 児童生徒及び保護者との連絡体制

校長は、児童生徒及び保護者の状況を的確に把握するため、発災時別（特に、登下校時、在宅時等に留意する。）の連絡体制を整備する。

なお、停電や固定電話の不通も想定し、公衆電話や携帯電話のメール、災害用伝言板サービス（災害伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板）、インターネットのクラウド環境を活用した緊急連絡サイトの活用、一斉メール配信サービスの整備等、広くその可能性を検討する。

(2) 教職員、教育委員会及び関係機関との連絡体制

校長は、発災時における初動体制を確立するため、発災時別に教職員との緊急連絡体制を定めるとともに、教育委員会及び関係機関に対する連絡体制についても発災時別に定め、関係者に周知する。

なお、停電や固定電話の不通も想定し、多様な情報連絡体制の準備が求められるところであり、災害発生時の児童生徒の状況や学校の休校、再開等の情報伝達については、ラジオ等のマスメディアの活用も有効な手段の一つである。

2 教職員の参集体制の整備

校長は、岩手県災害対策本部規程及び岩手県災害対策本部教育部運営要領に基づく対応並びに津波注意報・警報が発表された場合の対応について、教職員数、教職員の年齢構成、性別、家族構成等に配慮しながら、想定される災害の程度や学校の実情に応じた教職員の参集体制、連絡体制、役割分担等を定め、教職員に周知する。

なお、教職員にあっては、岩手県災害対策本部規程に基づき、夜間、休日等の勤務時間外に震度6強以上の地震又は相当規模の災害が発生したときは、全員が参集する体制となっている。

3 所属校に参集できないやむを得ない事情を有する教職員の対応

夜間・休日等の勤務時間外に相当規模の災害が発生した場合において、所属校に参集できないやむを得ない事情があるときには、教職員は、岩手県災害対策本部規程に基づき、校長に連絡の上、出勤可能な県立学校に参集することができる。その場合、当該教職員は、参集先の校長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

なお、参集先の校長は、その後の事情により当該教職員が所属校に移動することが可能と判断した場合には、所属校の校長と調整の上、当該教職員の移動を命じる。

4 被害情報収集体制の整備

校長は、発災時の被害情報等を収集するため、停電となる場合等も想定して、自家発電装置や電池式ラジオ等を緊急時に使用できるよう準備しておくとともに、校内の被害情報収集体制を整備する。

なお、学校における被害情報について、岩手県災害対策本部地方支部運営要領及び岩手県災害対策本部教育部運営要領に基づき、速やかに関係機関に報告する。

第3 児童生徒の安全確保対策

1 安全確保を図るための体制整備

校長は、災害発生時や災害の規模の状況・動向に応じて、教職員が臨機応変に適切な行動をとることにより、児童生徒や来校者の安全を確保することができるよう、災害発生時に担うべき業務や役割分担等について教職員に周知する。

なお、地震発生時に予想される危険と教職員の指示・行動の例は、別紙(2)のとおりであり、速やかな身の安全の確保及び初動体制の確立のためには、緊急地震速報の活用が有効である。

2 発災時別の対応

(1) 在校時の場合

突発的な地震等の災害が発生し、校長が必要と判断した場合には、災害発生後速やかに副校長等が校内放送によって冷静な対応を呼びかける。なお、停電等により校内放送が使用できないことを想定し、ハンドマイク等の準備を行う。

在室している教室の状況に応じて、地震発生と同時に机の下へ待避させる、津波の場合には速やかに情報収集を行い、避難場所に安全に誘導するなど、児童生徒に対し、教職員が的確な指示を行う。

また、休憩時間の場合には、児童等が解放感から自由な行動をとりやすいことから、教科等の学習中の場合に比べて指示や人員の把握がしにくいことを踏まえる。

なお、部活動等の課外活動などが行われている場合においては、休憩時間の場合の対応に準じる。

(2) 学校外の諸活動時

遠足等の校外活動においては、在校時の場合と比べて、地理や建物の構造に不案内である可能性が高く、海岸地域での津波、山間部でのがけ崩れなど学校における場合と異なった危険に遭遇する可能性があることから、電車・バス等での移動中や施設や屋外での学習活動等における発災時の対応をあらかじめ想定し、それに沿って行動する。

また、修学旅行等により宿舎に滞在している場合においては、夜間の睡眠中あるいは停電時には、建物の構造に不慣れなことから特に混乱が生じやすいこと、火気使用中の場合は火災発生の恐れがあること等を踏まえ、避難経路等の確認を行う。

(3) 登下校時

校長は、登下校時に発災した場合に備え、登下校時に大地震が発生した場合に学校へ避難するか、家へ戻るかなどを決めておくとともに、通学路で危険の多い場所、安全な場所をよく確認しておく、また、津波注意報・警報が発令された場合の避難場所をよく確認しておくなどの事前対策について児童生徒に指導する。

また、電車・バス等による遠距離通学者がいる場合は、それらの交通機関により移動中は、乗務員の指示に従うよう指導する。

なお、登下校中の児童等のうち、自宅へ戻らず学校に避難してくる児童生徒や学校に居残っていた児童生徒は学校において保護する。

(4) 在宅時

在宅時に発災した場合の児童生徒の安全確保は、保護者の責任において行われるものであることから、災害発生時別の避難場所や避難行動について、家庭でも確認しておくよう周知する。

在宅時に地震等が発生し、避難の指示等が発令されるなど二次災害のおそれがある場合や津波警報が発表された場合（津波被害が想定される地域の学校が対象）には、児童生徒は、保護者の管理の下、避難等の行動をとることとし、登校させないこととする。また、教職員については、自らの安全確保や二次災害の防止などの必要な措置を講じた上で、学校の防災に関する計画に定めた体制をとる。

なお、津波注意報が発表された場合には、児童生徒の安全確保を図るため、地域の防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報が発表された場合に準じた体制をとる。

在宅時等学校管理下でない場合であっても、被害の状況等によっては、あらかじめ定めた連絡体制に従い、児童生徒の安否を速やかに確認する。

(5) 保護者や地域の方々等の来校時

児童生徒以外の方々の来校が予定される行事等を行う場合には、事前に災害発生を想定したマニュアルを策定するなどにより、教職員が来校者に対して避難のための的確な誘導等ができるようにする。

(6) 帰宅が困難な児童生徒の対策

県立学校では、通学区域が広域に及ぶことから、発災後、交通機関の途絶、建物の倒壊、児童生徒の心身や家庭の状況等により帰宅が困難なため、一時的に児童生徒を学校が保護する必要がある場合を想定し、体制等を整備する。

3 保護者への児童生徒の引渡し

校長は、在校時に発災した場合の児童生徒の引渡しについて、災害の規模や状況等による対応を具体的に定め、保護者にあらかじめ周知する。

地震等の災害発生時に、避難の指示等が発令されるなど二次災害のおそれがある場合や津波警報が発表されている場合（津波被害が想定される地域の学校が対象）は、保護者への児童生徒の引渡しは行わず、学校管理の下で保護する。

なお、津波注意報が発表された場合には、児童生徒の安全確保を図るため、地域の防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報が発表された場合に準じた対応を行う。

児童生徒の安全が確認でき、保護者への引渡しを行う場合には、引渡しカードを活用し、児童生徒の氏名、連絡先、避難先等を確認した上で、確実に保護者に引き渡す。

また、保護者と連絡が取れないなどの理由で保護者への引渡しができない児童生徒についても、学校において保護する。

4 学校施設・設備の保全対策

校長は、発災時における施設・設備の損壊等及び学校内のコンピューター、テレビ、書棚、化学薬品等の転倒壊や落下等を未然に防止し、児童生徒の安全確保を図るため、別紙(3)『教育施設安全管理点検項目』を活用して、校内の点検を月1回程度定期的に行い、その結果、改善すべき事項がある場合は、写真に撮影・記録するとともに、必要に応じて教育委員会と調整しながら速やかに措置を講ずる。また、災害発生時の緊急連絡に使用する放送設備やマイク音量についても定期的に点検の上、必要な場合には調整等の整備を行うとともに、ハンドマイク等の設置場所について、全職員に周知する。

災害が発生した場合には、校長は、災害の規模・程度によっては二次災害が起きることも考えられるため、その防止を図るとともに、学校活動を再開するため、施設・設備の被災状況を確認し、必要に応じ教育委員会等の実施する応急危険度判定を受ける。

なお、教育委員会は、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された学校について、計画的に耐震診断又は耐力度調査を実施し、その結果や地域の実情等を考慮した耐震補強・改築計画を策定し、順次、補強・改築を行う。

5 保健室の整備・充実等

養護教諭等は、在校中に発災し、児童生徒が負傷した場合、保健室等を拠点として医療救護活動を実施する。

また、校長は、養護教諭等の研修の充実に努めるほか、初期救急に係る医薬品の整備・充実を図る。

6 医療機関との連絡体制の整備

児童生徒の在校時に災害が発生し、負傷者が生じた場合などに適切に対応することができるよう、校長は、学校医をはじめとする地域の医療機関との連絡体制等の整備を図る。

第4 防災教育等のあり方

1 防災教育の実施

校長は、家庭、地域及び関係機関等との連携を図りながら、児童生徒一人ひとりがそれぞれの地域の自然環境や過去の災害の特性、地域の防災体制の仕組み等についての理解を深め、実際に災害が発生した際的確に状況を把握し、主体的に適切な行動ができる能力、態度を養うため、日常から児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行う。

防災教育においては、避難訓練を中心とした特別活動としての安全教育にとどまらず、復興教育を構成する教育内容のひとつとして、総合的な学習の時間等の活用により主体的に判断できる力を育てるなどの取組が必要となる。

また、防災教育に関する次の事項については、学校防災に関する計画及び学校安全計画に位置付けて推進する。

- (1) 防災教育のねらい及び重点、学年別、月別の関連教科、主な指導内容、時間数、指導方法等
- (2) 避難訓練の対象学年、実施回数、時期、災害の種類、実施の方法等
- (3) 防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項
- (4) 学校、家庭、地域及び関係機関等との連携に関する事項
- (5) 災害時及び事後の心の健康に関する事項
- (6) 地域社会における防災ボランティアに関する事項
- (7) その他防災上必要な事項

2 教職員に対する防災研修

校長は、教職員の防災教育・避難訓練に関する指導力や応急処置の技能の習得などの災害時における防災対応能力、応急処理能力を高めるために、防災に関する教職員の研修を実施する。

なお、すべての教職員の連携協力により学校全体として防災体制を構築する必要があることから、当該研修は、学校防災に関する計画、学校安全計画に位置付け、実施する。

3 地域・家庭と連携した防災訓練等の実施

校長は、発災時刻、学校の教育活動等多様な場面を想定した実践的な初期対応（消火活動を含む。）や救急活動等を疑似体験できる訓練などを積極的に計画し、防災訓練等の実施に当たっては、PTA、地域住民の参加について配慮する。

また、岩手県総合防災訓練及び市町村等が実施する防災訓練等について、児童生徒の主体的に参加する姿勢を育み、教職員にも積極的な参加を促すとともに、実施に当たっては、学校施設の提供等について協力する。

第5 教育活動の再開への対応

校長は、災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育委員会と連携を密にして、次のとおり教育活動の再開に向けた対応を行う。

1 第1ステージ

(1) 応急教育計画の策定

校長は、災害発生後における学校の早期再開を図るため、岩手県地域防災計画第3章災害応急対策計画の第25節文教対策計画を踏まえ、教育委員会と調整しながら、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画（応急教育計画）を策定する。

(2) 応急教育の実施に向けた準備

校長は、教育委員会と調整しながら応急教育の実施に向けた準備として、次の事項を行う。

- ア 児童生徒への対応（安否確認、心のサポート・ケア、就学援助等）
- イ 教職員への対応（安否確認、心のサポート・ケア、住居確保等）
- ウ 保護者等への説明
- エ 被災児童生徒の転学への対応
- オ 施設の確保（使用可否、他施設利用等）
- カ 教科書等の滅失状況の把握
- キ 学校までの通学の確保
- ク 避難所等から通学する児童生徒の昼食等の確保
- ケ 心のサポート・ケア体制づくり

(3) 応急教育の実施

校長は、応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意し、必要に応じて速やかに教育委員会と協議する。

- ア 児童生徒の精神の安定と保健、安全に努める。
- イ 教科書、学用品等の滅失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- ウ 学校へ全児童生徒を同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を実施する。また、必要に応じ、仮設の教室棟の建築について検討する。
- エ 災害に伴う交通機関の状況等により通学方法の変更が予想される児童生徒については、交通安全等を適切に指導する。
- オ 授業が長期にわたり実施できない場合は、家庭学習の方策を講じるとともに、学校と児童生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

2 第2ステージ

校長は、学校機能の早期回復を図るため、教育委員会と調整しながら、次の事項を行う。

- (1) 児童生徒への心のサポート・ケアの推進
- (2) 児童生徒へのきめ細やかな対応のための教職員の体制整備
- (3) 学校施設・設備等の復旧整備
- (4) 教職員の居住環境の確保と心と身体のサポート・ケアの推進
- (5) 学校運営への支援要請

3 第3ステージ

校長は、学校における教育環境の整備・充実により学校機能の正常化を図るため、教育委員会と調整しながら、次の事項を行う。

- (1) 児童生徒への心のサポート・ケアの充実
- (2) 児童生徒へのきめ細やかな対応のための教職員体制の継続
- (3) 学習補充プランの検討支援
- (4) 教職員の心と身体をサポート・ケアの充実

4 被災した児童生徒の心のサポート・ケア

災害時において、子どもは自分の身に起きていること、それに伴う感情などを表現する力がまだ十分ではないことから、普段以上に目を配ることが必要である。

校長は、児童生徒の心身の状況把握のため、全職員体制で情報収集、整理に当たり、学校医や地域の関係機関及び教育委員会等との連携を図り、児童生徒の心のサポート・ケアを推進する。

なお、児童生徒に、次のような症状が災害後1か月を経過しても続き、日常生活に支障が出ている場合には、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の疑いがあることから、校長は、教育委員会や学校医等の支援を得ながら、スクールカウンセラー等の専門家の支援を活用するなど、健康相談などの所要の対応を推進する。

心的外傷後ストレス症候群（PTSD）

再体験…思い出したくないのに思い出される。今起きているかのように思い出される。

回避・麻痺…体験した場所を避ける。辛い悲しい感情の麻痺。など

過覚醒…イライラ、不眠、物音に過敏、落ち着きがない。など

5 教職員に対する人的、制度的な支援

学校における災害に対する初動体制への迅速かつ的確な支援を行うため、校長は、教育委員会と調整しながら、次により危機の状況に応じた教職員への支援を行う。

(1) 教職員の応援派遣

校長は、初動体制の確立、学校管理運営の適正化、事実関係の確認、情報の収集及び伝達のため必要があるときは、教育委員会に教職員の派遣を要請する。

なお、教育委員会は、危機の状況に応じ、直ちに危機対応支援チームを設置し、派遣する。

(2) 教職員の心のサポート・ケア

校長は、職員の健康状態について、声かけ等を通じながら疲労の状況や体調変化の的確な把握に努める。特に、職員及びその家族が被災している場合は、その状況を勘案しながら、特定の教職員への負担の集中や過剰なストレスが生じないようローテーションにより交代で休ませるなど、勤務体制や業務量について配慮する。

また、疲労の蓄積や体調の変化が認められる場合には、速やかに休養をとらせ、医療機関の受診や教育委員会相談窓口の利用を指導するなどの適切な対応を行う。

なお、教育委員会は、公立学校共済組合等関係機関と連携し、健康相談などの所要の対応を行う。

(3) 服務関係等

校長は、勤務時間・休暇等について、災害により生じた状況に照らして、既存の制度では著しく実態と合わないとき認められるときは、教育委員会へ状況を報告する。

なお、教育委員会は、関係機関と協議するなどして、所要の対応を行う。

(4) 住居関係等

校長は、教職員の被災状況の把握を行い、自力で速やかに住宅を確保することが困難な教職員がいる場合は、その状況を教育委員会に報告する。

なお、教育委員会は、直ちに応急的な施設（県立学校セミナーハウス等）の利用ができるよう調整するとともに、公舎等を所管する部署から供給が可能である空舎の情報収集及び入居に係る調整を行い、公舎等の供給を行う。また、被災により交通用具を喪失した教職員の通勤に係る手段についても関係機関と協議するなどして、所要の対応を行う。

(5) 公務災害・共済・互助会関係

校長は、教職員の業務中の負傷、公務外の傷病に係る給付事業等について、既存の規程では実態に合わないと思われるときは、教育委員会に状況を報告する。

なお、教育委員会は、公立学校共済組合本部等関係機関と協議するなどして所要の対応を行う。また、災害に際し教職員に適用される共済制度の特例等について、最新の情報を提供する。

第6 避難所としての対応

1 避難所の指定

避難所の設置・運営は、岩手県地域防災計画により、市町村の役割となっており、その指定に当たっては、学校施設の管理者である校長の同意を得るものとされている。

校長は、市町村長からの避難所の指定要請があった場合は、避難所としての学校の利用計画について、教育委員会と協議する。

また、市町村長に対して、避難所として利用できる範囲を地域住民に十分周知徹底するよう依頼する。

2 避難所としての施設の使用

避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能回復の観点から、避難所となる場合の学校施設の使用については、その機能を踏まえて判断する。

普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜、開放することとするが、学校教育活動の再開に備え、一定数は確保することが必要である。また、理科実験室等特別教室は、薬品等危険物が置かれているため、原則として避難者収容のためのスペースとしては使用しないこととすることが必要である。

【避難所としての学校施設の使用の例】

- ア 主として避難者収容のために必要なスペース ⇒ 体育館、講堂、多目的スペース、普通教室
- イ 負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース ⇒ 保健室、和室
- ウ 避難所運営のための管理に必要なスペース ⇒ 校長室、職員室、放送室、会議室
- エ 炊き出し等の調理に必要なスペース ⇒ 給食室、調理室
- オ 避難者、支援者の車両の駐車のために必要なスペース ⇒ 敷地内駐車場、校庭

また、避難所として指定された学校においては、学校教育活動に配慮しながら、市町村長が行う備蓄物資保管場所の確保等に協力する。

3 避難所の運営方策

(1) 運営体制

校長は、学校が避難所として指定された場合、市町村の災害対策担当の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部に対応することを想定した体制及び具体的な対応について定める。この場合、児童生徒が在校中に学校が避難所となり、児童生徒への対応と避難者への対応が同時に求められる場合も想定しておくことが必要である。

また、災害の状況によっては、一時的に避難所に指定されていない学校に住民が避難してくることも想定され、避難所としての対応が必要となる場合もある。

その場合は、校長は、教職員に対して避難所としての管理運営業務に従事するよう指示するとともに、住民が避難していることについて、速やかに市町村の災害対策本部に連絡する。

さらに、災害発生の時間帯や規模等によっては、市町村の災害対策担当部局の職員の配置はもちろん、教職員の参集さえ困難な状況となることも考えられるため、少人数で避難所の開設等の業務に対応することも想定しておく。

なお、避難所を運営する場合に必要となると想定される業務は次のとおりである。

- ア 水、食料の分配
- イ 救援物資の管理
- ウ し尿、ゴミ等の処理など衛生管理
- エ 災害対策本部との連絡、地域の被災状況の把握
- オ 避難者についての名簿の作成・管理
- カ 避難所内連絡及び外部からの問い合わせへの対応
- キ 避難者への情報提供
- ク 自主組織の立ち上げ指導
- ケ ボランティアの組織化
- コ 避難所の巡回（昼夜問わず）
- サ 施設・設備の点検、立入区域の設定 等

(2) 初動体制

校長をはじめ、各教職員が早急に参集できず、避難所の運営を当初の計画どおりに行えない場合であっても、参集できた教職員により次のような業務を行う必要がある。

- ア 校内にいる児童等の安否確認、避難誘導
- イ 初動救命・救急措置
- ウ 避難者の受入れ、誘導
- エ 避難者についての名簿の作成・管理
- オ 教育委員会、災害対策本部等との連絡、情報確認
- カ 避難所への情報伝達
- キ 備蓄物資の配給

4 教職員の対応

(1) 児童生徒が在校している場合

児童生徒が在校中に発災した場合については、児童生徒の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況等を踏まえながら、校長の指揮監督の下、避難所の運営に協力するものとするが、相当数の教職員が児童生徒の安全確保に係る業務に従事することから、避難所運営に係る業務に対応可能な教職員数及び避難所としてのスペースが限定されたものにならざるを得ないことを考慮する必要がある。

ア 発災直後

- ・ 児童生徒及び教職員の安否を確認する。
- ・ 学校医等の協力を得ながら、校内の負傷者及び校外から運び込まれた負傷者の救護を行う。
- ・ 児童生徒の避難終了後、速やかに被害状況を点検し、あらかじめ定めてある順位に従って、体育館等を避難所として開放する。

なお、保護者が避難してきた場合は、引渡しカードにより確認の上、児童生徒を引き渡す。

- ・ 市町村と調整の上、避難者の協力を得ながら、水、食料、毛布等の物資の分配、トイレの確保、暖房設備の整備・運転（冬期間）等を行う。この場合、校内に保護している児童等に対する物資の分配については、原則として他の避難者と同様に取り扱う。
- ・ 市町村の災害対策本部に避難所の状況、児童等を含めた避難者の概数、必要な救援物資の種類・数量等を適宜連絡する。

イ 市町村の災害対策本部による管理への移行前

- ・ 避難所内の自治組織を立ち上げる。このため、避難者のグループ分け、グループ代表の選出、自治組織代表者選出等を行ってもらふ。（予め体制が定められている場合は、それに従う。）
- ・ 自治組織を通じて避難者の名簿の作成を行う。
- ・ 自治組織、地域の自主防災組織、ボランティア組織等と協議しながら、避難所運営の役割分担を決定し、教職員、避難者、ボランティア等が共同で所要の業務を実施する。

ウ 市町村の災害対策本部による管理への移行期

避難所に市町村の災害対策担当の職員が派遣され、当該職員が避難所運営の責任者となる時点から、教職員は学校教育活動の早期再開に専念するため、避難所運営に係る業務を市町村災害対策本部、避難者の自治組織、地域の自主防災組織、ボランティア組織等に順次移行する。

(2) 児童生徒が在校していない場合

児童生徒が在校中に発災した場合と異なり、教職員は主として避難所の運営に協力することが可能であるが、教職員が学校教育活動の早期再開に向けた職務に従事することができるようにするため、校長は、避難所の運営が主として市町村の災害対策担当職員や避難者の自治組織等によって担われる体制を順次整えていく。

なお、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、教職員の参集に時間を要し、避難所運営に係る業務に対応可能な教職員数が限定されたものにならざるを得ない可能性もあることを考慮する必要がある。

5 教職員の勤務体制と負担軽減への配慮

(1) 学校の避難所業務への協力と教職員の勤務体制

学校は、学校が避難所となる場合、市町村長が行う災害応急対策が円滑に実施されるよう協力・援助すべき立場にある。したがって、教職員が、避難所業務に従事することは、当該学校の管理業務の一端を担っているものと考えられ、服務上、職務として取り扱って差し支えないものであり、通常公務災害補償等の対象となるものと考えられる。

しかしながら、避難所の管理運営については、基本的には市町村の行政職員が従事すべきものであり、教職員の避難所の管理運営業務への従事は発災直後の緊急対応等であると考えられる。

このような観点から、校長は、発災時の初動体制等について、市町村長と協議を行い、具体的な教職員の役割分担を想定しておく。

(2) 教職員の負担軽減への配慮

前記のように、教職員の避難所の管理運営業務への従事は、発災初期の緊急対応に限定されるべきものと考えられることから、その後において、校長は、市町村長に対し、教職員が学校教育の早期再開に取り組めるよう、避難所の管理運営業務を当該市町村行政職員に移行するよう調整する。

なお、避難所の管理運営業務が当該市町村職員に移行されるまでの間、必要な場合には、職員の派遣や臨時職員の配置等による人的支援について、教育委員会と協議する。

6 避難所が長期化した場合の対応

校長は、避難者が早期に自宅等に戻れないことが予想される場合は、学校での授業再開に向けて教育委員会及び市町村長と協議する。

第7 その他

1 外部からの支援等への対応

学校に対して、企業やNPO等の民間を含む他団体から物資等の支援の申し出があった場合には、校長は、学校の状況を勘案して受入れの可否を決定する。

なお、受入れ後に維持費等が必要となる物品等については、受入れの可否についてあらかじめ教育委員会と協議するものとする。

(総則)

第1条 この計画は、本校における防災管理業務について必要な事項を定め、地震、津波、火災その他による災害の予防及び災害発生時における児童・生徒の安全の確保と学校施設・設備の保全を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この計画は、本校教職員、児童生徒及びその他本校に立ち入る全ての者に適用する。

(防災組織及び対策)

第3条 校長は、本校における防災業務を統括する。

2 防災業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする「学校安全委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

3 委員会の設置運営等に関する必要な事項は、別に定める。

(防災管理者及び防災管理者の業務)

第4条 防災管理者(消防法に規定する「防火管理者」を兼ねる。以下同じ。)は、副校長とし、防災管理について次の業務を行うものとする。

- (1) 防災計画の届出
- (2) 防災、通報及び避難の訓練計画の作成並びに指導
- (3) 建築物、火気使用設備器具、電気設備、薬品等の点検と安全管理及び火気の使用、薬品の取り扱いに関する指導、監督
- (4) 危険箇所・危険物の点検、整備
- (5) 消防用設備等の点検、整備
- (6) 地震、津波等による災害防止のための安全指導対策とその指示
- (7) 防災指導主任に対する指導、監督
- (8) 県教育委員会、警察署、消防署等への法令等に基づく各種報告及び届出
- (9) 災害等緊急時の学校施設の開放及び救援活動並びに学校教育活動の維持・復旧計画の作成とその実施
- (10) その他防災管理上必要な業務

(係及び係の業務)

第5条 防災管理者のもとに次の係を置く。

- (1) 防災指導主任
- (2) 防災指導副主任
- (3) 防災指導係
- (4) 火元責任者

2 各係は、次の業務を行う。

- (1) 防災指導主任は、防災管理者以外の副校長及び事務長をもって充て、防災管理者の業務を補佐する。
- (2) 防災指導副主任は、(担当)主任をもって充て、防災指導主任を補佐する。
- (3) 防災指導係は、上記以外の教職員をもって充て、防災管理者、防災指導主任及び防災指導副主任の指示に従いその業務を補佐するとともに、火元責任者に対する防災管理業務の指導及び監督にあたる。
- (4) 火元責任者は、別表1のとおりとし、防災及び火災予防を図るため担当区域内における次の業務を行う。

ア ストープ等の使用設備・器具の火気管理

イ 戸棚、ロッカー、本棚、用具等の施設・設備や教材・教具等の倒壊、落下の危険箇所の安全点検及び異常発見時の報告

ウ 化学薬品等の安全管理及び転倒、落下の防止

エ 火気使用設備用具、電気設備・電気器具、危険物収納施設、消防用設備等の維持管理

オ 避難設備用具及び防火扉の維持管理並びに避難路の安全管理

カ 地震時における火気使用設備用具及び電気設備・電気器具等からの出火防止

キ 退出時の点検・施錠

ク その他防災上必要な事項

3 防災管理者は、点検結果の報告について、これを取りまとめ校長に報告するとともに、建築物及び防火施設・設備に不備、欠陥箇所がある時は、改修・修繕計画を立案して、校長の指示を受ける。

(遵守事項)

第6条 本校に立ち入る者は、災害予防及び災害発生時の安全確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気使用設備・器具は使用の前後に必ず点検し、安全を確認すること。

(2) 所定の場所以外では火気は使用しないこと。

なお、やむを得ず使用するときは防災管理者又は火元責任者の許可を得ること。

(3) 許可なく校内に危険物類、引火性物品を持ち込まないこと。

(4) 移動式ストーブは必ず定められた場所で使用すること。

(5) 避難口、廊下、階段等には避難上障害となるような物品等を置かないこと。

(災害時の配備体制)

第7条 岩手県災害対策本部規程による配備基準及び津波注意報が発表された場合の配備に当たる教職員については、次のとおりとする。

(1) 全職員配備体制

(2) 2号配備体制 ○○、○○、○○、○○、○○・・・

(3) 1号配備体制 ○○、○○、○○・・・

(4) 津波注意報発表時 ○○、○○、・・・

(災害時の連絡体制等)

第8条 災害時における発災時別の連絡体制については、次のとおりとする。

(1) 児童・生徒及び保護者との連絡体制（別表2のとおり）

(2) 教職員との連絡体制（別表3のとおり）

(3) 教育委員会及び関係機関との連絡体制（別表4のとおり）

(学校防災本部)

第9条 災害が発生したときには、本校に○○学校防災本部（以下「本部」という。）を別表5のとおり編成し、校内外の防災活動にあたる。

2 本部の設置は校長が決定する。

3 本部は、本部長、副本部長及び係をもって構成する。

4 避難経路及び消火器等の設置場所等については、別表6のとおりとする。

(学校防災本部の業務)

第10条 本部長は、校長をもって充て、次の業務を行う。

- (1) 児童生徒の安全確保対策を講じる。
- (2) 各種災害の状況を判断し、自衛防災活動上必要な指揮をとる。
- (3) 地域の防災救援活動に対し、必要に応じて支援体制を組む。

2 副本部長は、防災管理者の副校長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の時には、これを代行する。

3 本部には、次の係を置き、必要に応じて児童生徒を指名して業務の補助をさせることができる。

- (1) 本部係は、防災指導主任の副校長、事務長、防災指導副主任の総務主任等をもって充て、情報を収集して全体の状況を把握し、本部長の判断、指示を受けて各係に必要な指示を与える。
 - (2) 通報連絡係は、本部からの指示を教職員、児童生徒等に伝達するとともに、本部の指示を受けて関係機関への通報・連絡にあたる。
 - (3) 避難誘導係は、災害の発生と同時に非常口を開放し、階段、廊下等での混乱を未然に防止するとともに、避難場所の安全を確認の上、児童生徒を誘導して迅速な避難をさせ、児童生徒の安否を確認する。また、避難器具等の操作を行って避難させる。
 - (4) 救出救護係は、校舎等建築物内の残留者や負傷者の発見、救出にあたりるとともに、負傷者の救護及び救急車への移送等にあたる。また、必要な備蓄物品を配布する。
 - (5) 保護者連絡係は、保護者との連絡にあたりるとともに、児童生徒の保護者への引渡しを安全・確実に行う。
 - (6) 警備係は、盗難等の防止にあたりるとともに、学校付近の交通路を確保して消防車・救援隊の誘導案内にあたる。
 - (7) 搬出係は、本部の指示する重要書類や非常持出物品をあらかじめ指示された場所へ搬出するとともに、搬出物品の管理にあたる。
 - (8) 消火・安全防護係は、出火場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を用いて初期消火活動に従事し、消防隊の到着後はその指示に従う。また、施設の安全確認を行い、電気・ガス・危険物施設等の安全措置を行い、地震等で二次災害を防止するとともに、電気・ガス・水道等の供給を確保するよう必要な措置を講ずる。
 - (9) 被災者係は、校外からの被災者の受入れが必要となったとき、被災者を指定の箇所等に円滑に受け入れ、必要に応じて救援活動にあたる。また、避難所となった場合の支援を行う。
- なお、この受入体制等については、〇〇（市町村）と協議して、別に定める。

(避難場所)

第11条 児童・生徒等の第1次避難場所は〇〇〇〇〇〇〇とし、第2次避難場所は〇〇〇〇〇〇〇とする。

(応急教育)

第12条 学校教育活動が正常に実施できないときは、これが正常に実施されるまでの間、被害状況等に応じ応急教育を実施する。

2 校長は、前項の応急教育を実施するため、必要な事項を定めた計画（応急教育計画）を策定する。

(防災教育)

第 13 条 防災教育の徹底を図るため、校長は、教職員及び児童生徒に対し、次の内容の防災教育を行う。

- (1) ねらい及び重点項目、学年別、月別の関連教科、道徳、特別活動等における主な指導内容、時間数、指導方法等
- (2) 避難訓練の対象学年、実施回数、時期、災害の種類、実施の方法等
- (3) 防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項
- (4) 学校、家庭、地域及び関係機関等との連携に関する事項
- (5) 災害時及び事後の心の健康に関する事項
- (6) 地域社会における防災ボランティアに関する事項
- (7) その他防災上必要な事項

(防災訓練)

第 14 条 防災管理者は、災害時の教職員及び児童生徒の行動指針を別に定め、必要に応じて消防署等の指導を要請しながら、防災訓練を行う。

(防災計画表)

第 15 条 防災管理者は、防災管理業務及び防災教育を計画的に推進するため、「防災計画表」(別表 7)を作成する。

(その他)

第 16 条 その他本計画によりがたい事項については、校長は県教育委員会及び関係機関等と協議して別に定める。

別表 1 (第 5 条関係) **火元責任者**

室 名	責 任 者	室 名	責 任 者
校長室		調理室	
事務室		被服室	
職員室		大会議室	
進路指導室		小会議室	
保健室		図書室	
家庭科準備室		体育科職員室	

別表 2 (第 8 条関係) **児童生徒及び保護者との連絡体制** (担任)

児童・生徒名	保護者氏名	住所 (電話番号)	その他の連絡方法
		(自宅) (勤務先等)	
		(自宅) (勤務先等)	

別表 3 (第 8 条関係) **教職員との連絡体制**
(連絡系統図) ……休日等の場合も、併記する。別表 4 (第 8 条関係) **教育委員会及び関係機関との連絡体制**

関係機関	電話番号等 (休日・夜間)	その他の連絡方法

別表5 (第9条関係)

○年度 防災本部			本部長 副本部長	校長 副校長
係	職員	生徒	主な任務	備考
本部			全体状況把握・判断・指示 関係機関との連絡調整	
通報連絡			緊急通報 電源の確保 関係機関への通報	
避難誘導			児童・生徒の安否確認 避難場所の確認 児童・生徒の安全誘導	
救出救護		保健委員	児童生徒の救出・救護・応急手当 備蓄物品の配布	
保護者連絡			保護者への連絡 児童生徒の引渡し	
警備		交通委員	校内巡視・警備 不審者等の注意	
搬出		3年生徒	表簿の搬出と保管	
消火・安全防護			初期消火 施設の安全確認 電気設備・電気器具・ガス・危険物施設等の安全措置	
被災者支援		生徒会役員	市町村の要請により設置 避難所の支援 地域への支援・救援活動	

別表6 (第9条関係) (省略)

別表7 (第15条関係)

○年度 防災計画表													
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備 考
実施計画	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
学校防災に関する委員会	○						○				○		
学校防災に関する計画等作成	○												
防 災 訓 練				○			○						
防 災 に 関 す る 講 話				○			○						
施 設 整 備 の 点 検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
消 防 署 に よ る 設 備 点 検							○						
消 防 署 に よ る 防 災 訓 練 指 導							○						

- 地震発生時の児童生徒の初動対応 ⇒「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に退避(避難)する。
 ●二次災害や津波に対応するため、二次避難(第2次避難場所)を想定する。

【校内における地震発生時に予想される危険と教職員の指示・行動の例】

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
普通教室	○窓ガラスの飛散 ○天井板・壁の落下 ○戸棚・本棚等の倒壊、台上のテレビの落下 ○机上の花瓶や棚に置いているものの落下 ○蛍光灯等天井に据え付けているものの落下 ○教室の床の破損 ○児童・生徒が恐怖心から心的動揺を来し自己中心的な行動による混乱	○落下物から身を守るため、机の下に退避することを指示(「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に退避) ○児童生徒の安全確認、動揺・不安の除去 ○負傷者がいる場合には速やかに救急処置を施す ○また、窓ガラスの飛散等教室内の状況確認 ○他の教職員との連携を図りながら、避難通路の安全確認、危険物の除去等 ○ストーブ等火気使用中の場合は、児童生徒を離し、消火 ○災害の状況により、避難のための集団を編成し、第1次避難場所へ避難誘導
特別教室	○(理科室)薬品棚の倒壊や実験中の薬品、ガスバーナー等の倒壊による発火 ○(家庭教室)調理実習用具棚、冷蔵庫の倒壊やガス管の破裂、ガスコンロからの引火 ○(被服室)アイロンによる火傷 ○(美術室)戸棚類や彫刻物、立て掛け等の倒壊、壁面の絵画の落下。彫刻刀等による負傷 ○(音楽室)ステレオやスタンドピアノの倒壊 ○(図書館)書棚の倒壊や本の落下 ○(視聴覚室)テレビ、ビデオ等の倒壊やスクリーンの落下 ○(技術室)標本や木材の倒壊、工具による負傷 ○(コンピュータ室)ディスプレイ等の倒壊 ○(保健室)棚、立掛物、器物の倒壊	○落下物等から身を守るため、机の下に退避することを指示(「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に退避) ○児童生徒の安全確認、動揺・不安の除去 ○負傷者がいる場合には速やかに救急処置を施す。特に、理科教室の薬品庫の転倒、家庭科教室棟の火気の取扱に配慮 ○他の教職員との連携を図りながら、避難通路の安全確認、危険物の除去等 ○ストーブ等火気使用中の場合は、児童・生徒を離し、消火 ○災害の状況により、避難のための集団を編成し、第1次避難場所へ避難誘導 ○有毒ガスが発生するおそれがある場合は、ハンカチを鼻や口に当てさせるなど適切な対応
体育館	○窓ガラス、天井板、壁、床面等の落下やひび割れ ○蛍光灯や器具等天井に据え付けているものの落下 ○各種器具、用具や保管棚の倒壊 ○ステージ照明の落下 ○グランドピアノ等の急激な移動	○窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意)(「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に退避) ○児童生徒の安全確認、動揺・不安の除去 ○負傷者がいる場合には速やかに救急処置を施す。照明器具等の落下の状況に配慮した周囲の安全確認 ○他の教職員との連携を図りながら、避難通路の安全確認、危険物の除去等 ○災害の状況により、避難のための集団を編成し、第1次避難場所へ避難誘導

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
校 庭	○体育器具や用具の倒壊 ○地割れ、浸水、低地水害、がけ崩れ、液状化現象等 ○校舎付近での窓ガラス等の落下や飛散 ○堀、フェンス、ネット等の倒壊	○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するように特に大きな声で明確に指示（「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に退避） ○児童生徒の安全確認、動揺・不安の除去 ○負傷者がいる場合には、速やかに救急処置、周囲の安全確認 ○他の教職員との連携を図りながら、地割れ・液状化の有無を確認し、避難経路の安全確認、危険物の除去等 ○災害の状況により、避難のための集団を編成し、第1次避難場所へ避難誘導
休 憩 時 間 中	○(各教室、体育館、校庭と同様) ○悲鳴や泣き声等により混乱した状態となり“逃げなければ”という心理から入口、階段等に殺到し、二次災害を引き起こす。	○発災後速やかに、あらかじめ定められた役割分担のもと、校内の各所（例・学級担任はその担任する学級、体育教員は体育館、校庭等）に赴き、安全を確認及び負傷者に対する救急処置を行う。 ○大きな声での言葉掛けに配慮 ○他の教職員との連携を図りながら、避難通路の安全確認、危険物の除去等 ○災害の状況により、避難のための集団を編成し、第1次避難場所へ避難誘導 ○児童生徒の名前確認、学級担任への引渡し
部 活 動 等	○(各教室、体育館、校庭と同様)	○教科等の学習中の場合に比べて、児童生徒に対する指示や人員の把握が容易でない時間帯であることを踏まえて、休憩時間中の場合に準じた対応を行う。

【校外における地震発生時の被害想定と教職員の指示・行動の例】

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
学 校 外 の 諸 活 動 時	【遠足等の活動中】 ○津波、がけ崩れ、地割れ ○建物あるいは樹木等の倒壊 ○列車、バスの脱線・転覆 ○地理に不案内なことに伴う混乱 ○群衆に巻き込まれ、集団から離れてしまう危険	○事前調査により、地理、地形、建物等を確認、地震等に対する安全対策を立てるとともに、安全指導を徹底 ○地理や建物の構造に不案内であることから、心理的な動揺を起こしやすいことを踏まえて、教職員から離れず、集団で行動し、自分勝手な行動をしないことを明確に指示。また、落下物に注意し、身を守るよう指示（「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に退避） ○児童生徒の安全確認、人員についての掌握 ○他の教職員との連携を図りながら、周囲の安全確認、引率責任者との連絡 ○交通機関利用時は、係員の指示に従い、協力して誘導 ○学校との速やかな連絡

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
	【修学旅行等により宿舎に滞在中】 ○建物の倒壊や火災 ○蛍光灯等天井に据え付けてあるものの落下 ○窓ガラスの飛散 ○天井板、壁の落下 ○建物の構造に不案内なことに伴う混乱 ○他の宿泊客の混乱に巻き込まれ、集団から離れてしまう危険	○宿舎における避難経路の確認 ○地理や建物の構造に不案内であることから、心理的な動揺を起こしやすいことを踏まえて、教職員から離れず、集団で行動し、自分勝手な行動をしないこと及び避難の仕方について指示 ○所定の計画に従い、担当の部屋へ直行し、児童生徒の安全確認、避難誘導 ○室内点検、残留者の有無の確認、避難場所での人員確認 ○学校との速やかな連絡
登下校時	○建物、ブロック堀の倒壊、落下物 ○架線の寸断、感電 ○火災、交通事故 ○水道、ガス管の破裂	○避難場所への誘導、救急措置 ○児童生徒の氏名確認、担任への連絡 ○保護者への連絡
在宅時	○(登下校時と同様) ○家屋、家具の倒壊 ○群衆の混乱に巻き込まれてしまう危険	○災害時の配備体制により、教職員の参集 ○被害状況によっては、安否確認 ○的確な情報収集と関係機関等への連絡

区分	部 位	点検箇所	点 検 事 項
1 建物の維持保全	(1)基礎及び軸部関係 ア 基礎	柱・土台・ <u>梁*1</u> ・ <u>桁*2</u>	◆ 沈下はないか。 ◆ 亀裂破損はないか。 ◆ 亀裂破損、変形はないか。 ◆ 雨水の浸透、腐食、蟻害、羽ありの発生(5月～7月頃)はないか。 ◆ 接合部のゆるみはないか。
	イ 軸部	ろくやね <u>陸屋根*3</u>	◆ 仕上げ材及び伸縮目地の亀裂、損傷はないか。 ◆ 下から持ち上がっていないか。 ◆ 排水溝、<u>ルーフドレン*4</u>まわりに堆積物はないか。 ◆ <u>シート防水*5</u>(貼物防水)の立ち上がり止部分のアルミ押え金物の損傷はないか。 ◆ <u>パラペット*6</u>、<u>笠木*7</u>及び立上部分の亀裂、損傷又は浮きはないか。 ◆ シーリング材の亀裂、変形、損傷、劣化(固くなる)はないか。 ◆ 雨もりはないか。(位置、程度、原因) ◆ 葺き材(鉄板、<u>スレート*9</u>、かわら)の亀裂、変形、損傷、錆、浮き、腐食又は塗装の劣化はないか。 ◆ 下地材の変形、錆、腐食はないか。 ◆ 防水性は良いか。 ◆ シーリング材*10の亀裂、変形、損傷、劣化はないか。 ◆ 落雪による通行、隣接物に危険はないか。 ◆ モルタル、張ものの材に亀裂、浮き、はがれ、たわみなど落下の恐れはないか。 ◆ 錆びているところはないか。 ◆ 取付部の周囲の仕上面(モルタル、タイル等)に亀裂が入っていないか。 ◆ 天端に亀裂はないか。 ◆ 覆板が外れていないか。 ◆ シーリング材の亀裂、変形、損傷、劣化はないか。 ◆ 亀裂、浮きはないか、剥落につながる恐れはないか。 ◆ <u>コーナースペース*16</u>は外れていないか。 ◆ 壁に取り付けたものが剥がれかけていないか。
	(2)屋根関係 ア 屋根	<u>葺き屋根*8</u> その他	
		<u>軒天井*11</u> ・ <u>庇*12</u>	
		屋根にある金物関係	
		建物接続部分(エキスパンション・ジョイント*13)	
	(3)内外装関係 ア 内壁	塗りもの(モルタル・ <u>プラスター*14</u> 、 <u>しっくい*15</u> 等)	◆ 破損、剥離、隙間はないか。 ◆ ぐらぐらしはないか。
		張りもの(ベニヤ・ <u>スレートボード</u> 等)	◆ 破損、剥離、隙間はないか。 ◆ ぐらぐらしはないか。
		貼りもの(布貼・紙貼・ビニール貼)	◆ 壁に取り付けたものが剥がれかけていないか。 ◆ 燃えやすい材料及びカーテン付近に火気はないか。

区分	部 位	点検箇所	点 検 事 項
	イ 外壁	壁下地	◆ 亀裂、ゆがみ、外れ、ぐらつきはないか。 ◆ 壁体に沈下、亀裂はないか。 ◆ 割れ、はがれ、汚れ又は浮はないか。
		タイル貼り、モルタル、吹き付け等	◆ 破損しているところはないか。 ◆ 鉄板の場合、錆びているところはないか。 ◆ 取付金物が破損したり、腐食しているところはないか。 ◆ 露出部分に危険なところはないか。
		石綿スレート・鉄板類	◆ 途中で外れたり腐食しているところはないか。 ◆ つまって水が流れないところはないか。その流末はよい
	ウ 床	雨どい	◆ 支持金物が破損したり、錆びていないか。 ◆ 桧回りの壁が特に汚れていないか。<u>竖樋*17</u>の取付箇所が適切か。途中で外れたりしていないか。
		外部建具の枠・ <u>水切*18</u>	◆ ねじれたり、曲がったりしていないか。 ◆ 腐食しているところはないか。 ◆ 錆が流れて壁を汚している箇所がないか。
		塗りもの(モルタル・樹脂塗)	◆ 滑り転倒の恐れはないか。 ◆ 亀裂、剥離、浮き、破損、及びこれらによるつまづきの恐れはないか。
		貼りもの(ビニールタイル・ゴムシート・板張り・タイル)	◆ ある範囲にわたって下からもち上がっていないか。 ◆ 浮き、剥離、磨耗、破損及びこれらによるつまづきの恐れはないか。 ◆ 磁器タイル等がある範囲にわたって下から持ち上がってないか。
		床下地	◆ 床板等にくるい、釘、ささくれ、踏破、破損、乾燥による隙間、吸水による膨れ上りはないか。 ◆ 敷居に腐朽、ゆがみ、外れはないか。 ◆ 下地モルタル等に凸凹はないか。 ◆ 床面の沈下はないか。
		塗りもの(仕上材)	◆ 雨もり、配管類からの漏水あとはないか。 ◆ 剥離、浮き、亀裂はないか。
	エ 天井	貼りもの(仕上材)	◆ 雨もり、配管類からの漏水あとはないか。 ◆ 腐食、剥れ、破損、天井裏結露はないか。 ◆ 天井回り縁と壁との接合部に隙間はないか。 ◆ 燃えやすい材料及びカーテン付近に火気はないか。
	オ 階段	床・壁・天井	◆ 一般の床、内壁、天井の場合と同じであるが、次のことに重点をおくこと。
		滑り止め(ノズリップ)	◆ 磨耗しているところはないか。 ◆ 踏むと音がしないか。 ◆ ゴム等が剥れ又は欠落していないか。

区分	部 位	点検箇所	点 検 事 項
	カ 便所 キ 鋼製道具	手摺	◆ ぐらぐらしていないか。 ◆ 笠木等に釘、ささくれはないか。 ◆ 腐朽していないか。 ◆ 取付部周辺、仕上面のモルタル・タイル等に亀裂はないか。
		鉄製階段	◆ ペンキを塗った面を小ハンマーで軽くたたくとぱらぱらとペンキの膜が落ちないか。 ◆ アンカー・ボルト*19が錆びていないか。 ◆ 鉄骨の部分が錆びて、錆びがボロボロ落ちるような状態になっていないか。
		床・壁のタイル面 塗装の状態	◆ 取付部分のコンクリートが凍害を受けていないか。 ◆ 割れたり、剥がれたり、浮いているところはないか。 ◆ 表面の汚れ・変色・光沢の低下などが見られないか。 ◆ 塗膜の割れや剥がれがないか。 ◆ 塗膜の下に錆が発生していないか。
		雨仕舞	◆ 枠と外壁とのコーキング材*20の状態は良好か。 ◆ 枠内の雨水が侵入した形跡はないか。 ◆ ガラス押えのパテ*21が傷んでいないか。
		扉・障子等の作動	◆ 吊り車や丁番が故障していないか。扉や障子が歪んでいないか。 ◆ フロアヒンジ*22やドアチェック*23の調整はよいか。 ◆ 錆が発生して作動を妨げていないか。 ◆ 風の強い日にガタガタ大きな音がしないか。 ◆ 鍵・戸車等の破損はないか。
		表面の状態	◆ 表面に汚れや傷がないか。 ◆ モルタル等が付着して腐食していないか。
	ク アルミ製建具	雨仕舞	◆ 枠と外壁とのコーキング材の状態はよいか。 ◆ 水切板と枠との取合部分・方立てからの漏水はないか。 ◆ ガラス止めが外れている箇所はないか。
		外観	◆ 枠や桟*24・桟*25等が腐食していないか。 ◆ 桟や桟が折れたりはずれたりしてないか。 ◆ 扉や引戸の鏡板等が破れていないか。 ◆ ガラスパテが剥落していないか。
	ケ 木製建具	外観	◆ ガイトレールやスラット(差し上げられる部分)が錆びていないか。 ◆ スラットが互いに密着しているか。 ◆ レール内にゴミがつまっていないか。 ◆ ペンキの接着で下降しないようなことはないか。 ◆ 巻上げ用ワイヤー・ロープが切れていないか。
		作動	◆ ハンドルで巻き上げる場合、異常に重かったり異常音が出たりしないか。 ◆ ガイトレールあるいはスラットがゆがんで摩擦し、下降に支障をきたしていないか。 ◆ 開閉に支障はないか。
	コ シャッター	外観	
		作動	

区分	部 位	点検箇所	点 検 事 項
2 建築設備 の維持 保全	サ バランダ	手摺	◆ ぐらぐらしていないか。 ◆ ペンキを塗った面を小ハンマーで軽くたたくとぱらぱらとペンキの膜がおちないか。 ◆ アンカー・ボルトが錆びていないか。 ◆ 鉄骨の部分が錆で、錆がボロボロ落ちるような状態になっていないか。 ◆ 腐朽していないか。
		取付部	◆ 取付部分のコンクリートが凍害を受けていないか。 ◆ 取付部周辺、仕上面のモルタル、タイル等に亀裂はないか。 ◆ 笠木等に釘、ささくれはないか。
	(1)電気設備関係 ア 電動機	軸受及び潤滑油	◆ オイルリングの回転具合はよいか。 ◆ 油漏れはないか。給油状態及び油圧は正常であるか。 ◆ 異常音や振動の発生はないか。 ◆ 軸受が磨耗していないか。
		<u>スリップリング*26</u> <u>及びブラシホルダー*27</u>	◆ ブラシ部分に火花が生じていないか。 ◆ スリップリング及びブラシの磨耗はないか。 ◆ カーボンくずで汚れた部分はないか。
	イ 配線及び 配線機具	屋内配線	◆ 配線と機器との接続箇所の緩みにより生ずる過熱現象はないか。緩みやすい箇所には<u>スプリングワッシャー*28</u>が入っているか。 ◆ 幹線などパイプシャフト*29内配線等に支持の不完全等起因する損傷はないか。 ◆ 模様替えなどによる負荷の増加等に対応して、保護装置(ヒューズ等)や配線の太さは適切であるか。 ◆ 運転状態にある負荷について異臭・異常音はないか。 ◆ 配線がガス管、水道管と接触又は著しく近接していないか。
		屋外配線	◆ 架線が樹木、構造物又は電話線と接触していないか。 ◆ 変圧器及び開閉器の支持状態はよいか。 ◆ 外燈器具及びその点滅器に損傷はないか。 ◆ <u>ハンドホール*30</u>や管路に損傷はみられないか、又溜水はないか。
		<u>ナイフスイッチ*31</u>	◆ 刃と刃受部分に機械的な緩みはないか。 ◆ 配線と接続部分にねじの緩みはないか。 ◆ 錆・塵埃付着などによる接触不良はないか。 ◆ 上記の原因による過熱はないか。 ◆ ヒューズは適正であるか。
		配線用小型スイッチ 及びコンセント	◆ 塵埃・油気等の付着による絶縁の劣化はないか。 ◆ コンセントの刃受の接触不良はないか。 ◆ 上記の原因による過熱はないか。 ◆ 充電部(電気が通じる部分)がコンクリート・土壁・ボックス等に接触していないか。 ◆ ボックス内に結露等による溜水がないか。

区分	部 位	点検箇所	点 検 事 項
	(2)暖房設備等関係	ボイラー本体	◆ 腐食、亀裂、損傷はないか。 ◆ 水(蒸気)漏れはないか。 ◆ 基礎(架台)に腐食、亀裂、変形、損傷はないか。 ◆ 漏油が認められないか。
	ア ボイラー設備	貯油槽(サービスタンク 地上・地下オイルタンク)	
	イ 灯油設備	給油管 煙道 貯蔵庫	◆ 腐食、漏油はないか。 ◆ 漏れその他の損傷はないか。 ◆ 破損箇所はないか。 ◆ 施錠は確かであるか。 ◆ 著しい破損、漏油はないか。
	ウ LPガス設備等	燃焼器具(石油ストーブ) 給油管 ガスボンベ(貯蔵庫を含む) ガスコンロ・暖房器等 管類	◆ 腐食、漏油はないか。 ◆ 破損箇所はないか。 ◆ 防護柵は損傷していないか。 ◆ 施錠は確かであるか。 ◆ 漏えい事故につながる恐れはないか。 ◆ 傷んでいないか。腐食・漏れはないか。
	(3)給水設備関係		
	ア 水槽	受水槽 屋上水槽	◆ <u>ボールタップ*32</u>、<u>フート弁*33</u>、満減水警報装置などは正常であるか。 ◆ 排水管はつまっていないか。 ◆ マンホール蓋に錠前はついているか。 ◆ 自動運転装置、満減水警報装置の作動は正常であるか又その配線や接点に異常はないか。 ◆ <u>電極棒*34</u>の表面に異物の付着はないか。 ◆ <u>フロートスイッチ*35</u>の<u>フロートロッド*36</u>及びレバーの調整がよくできているか。 ◆ 各種の弁は正常であるか。 ◆ (鋼製の場合) 発錆はひどくないか。
	(4)防火設備関係	防火戸・防火シャッター	◆ 防火戸及び枠などの破損、変形によりその開閉機能が悪くなっていないか。 ◆ 閉鎖した場合に隙間が生じないか。 ◆ 防火シャッターの昇降機能はよいか。 ◆ 開閉操作に障害となる物品等を置いていないか。 ◆ 近接して延焼の媒介となる可燃物を置いていないか。
	ア 防火設備		

区分	部 位	点検箇所	点 検 事 項
	イ 消火設備	消火器	◆ 定位置に設置されているか。 ◆ 設置場所に標識は掲示されているか。 ◆ 転倒の恐れはないか。 ◆ 器具が著しく変形、腐食などしていないか。 ◆ ノズルはつまっていないか。ホースは劣化していないか。 ◆ 押しハンドルの安全ピンやカバーは取り付けられているか。 ◆ レバーに著しい緩みはないか。 ◆ 使用期限は過ぎていないか。 ◆ 蓄圧式の圧力指示器の指針が規定値にあるか。 ◆ 水源に規定水量が確保されているか。 (ごみを除去し、水の清浄を保つこと。) ◆ 消火ポンプは1ヵ月に1回以上遠隔運転を行い、点検注油すること。 ◆ 給水管の腐食、漏えい、損傷はないか。 ◆ 消火栓箱の表示は明瞭になっているか。赤色の燈火は消えていないか。 ◆ ホースの収納状態はよいか。ホースは劣化損傷していないか。 ◆ <u>管槍*37</u>はあるか。変形、損傷していないか。<u>パッキング*38</u>はあるか。 ◆ 放水試験を試みるよう努めること。 ◆ 消火栓箱の前に障害物が置かれていないか。 ◆ 地下式の場合、埋没していないか。 ◆ 荷物などの下積みになっていないか。 ◆ 消火栓の周囲には、消火活動上支障のないよう空間を確保しているか。
		屋内消火栓	
		屋外消火栓	◆ 消火栓等の開閉の具合を確認すること。 ◆ 避難通路に障害物が置かれていないか。 ◆ 避難路面に歩行やすべりに支障を来すような突出物などがないか。 ◆ 階段の手摺は傷んでいないか。 ◆ 非常口は自由に開放できるか。 ◆ 誘導灯は消えていないか。誘導標識などの場所に応じた工夫がなされているか。
		避難階段	
ウ 避難設備		避難器具	◆ 救助袋、緩降機、避難ばしご、ロープなどのその設置、取付けが有効に使える状態になっているか。 ◆ 器具の格納は保管上あるいは、使用上適切になっているか。(例えば格納箱への雨もりや浸水による袋等の腐朽の恐れはないか。) ◆ 救助袋の帆布やロープ、緩降機のベルトなどの劣化、損傷又は金具類の損傷の有無を点検すること。 ◆ 緩降機の機能を点検すること。 ◆ 取付け固定金具の腐食、ゆるみ、変形などがないか。 ◆ 設置場所がわかりやすいように表示しているか。 ◆ 救助袋の地上の<u>固定環*39</u>の周囲に障害物がないか。

区分	部 位	点検箇所	点 検 事 項
3 用地等の維持保全	エ 警報設備	自動火災報知設備	◆ 受信機は人の常駐するところにあるか。又その周囲に障害物などを置いていないか。 ◆ 各表示灯、音響装置、スイッチ、回線の導通、電源などの状況は正常であるか。 ◆ 感知器に対し、熱気流あるいは煙を感知するのに障害になる物品などを、置いていないか。また、その付近や直下に放熱物を置いていないか。 ◆ 感知器に埃や塗料などが付着していないか。 ◆ 警戒区域を示す一覧図が整備されているか。 ◆ 被保護物が避雷針の保護角(60度)の範囲に入っているか。
	オ 避雷針設備	避雷針	◆ 突針は図面と照合し外観上異常はないか。 ◆ 導線の各接続部に異常はないか。 ◆ 導線は地上から2.5mの高さ、地下0.3m以上のところを非磁性物で保護してあるか。また地上における断線損傷箇所はないか。 ◆ 導線が電灯線、電話線、ガス管などと1.5m以上はなれているか。 ◆ 雨樋や鉄管などが1.5m以内にあるときは接地させておくこと。 ◆ 接地抵抗は定期的に測定すること。
	ア 敷地		◆ 水はけがよい。
	イ 法面		◆ 架空線が地面上4m以上となっているか。
			◆ 法面にふくれ又は陥没がないか。
	ウ 樹木		◆ ブロック積の水抜口が作用しているか。
	エ 囲障		◆ ブロック積及びコンクリートに割れが生じていないか。
4 警備の徹底	オ 側溝		◆ 電灯線にふれていないか。
			◆ 強風により倒れる恐れはないか。
			◆ 定められた出入口以外から容易に構内に侵入される恐れはないか。
			◆ つまり、破損等はないか。
5 その他	教育施設及び付属建物	機械警備	◆ 警報機器の設置室が適当か。
		警備員の警備	◆ 警報機器の設置箇所が適当か。
		連絡体制	◆ 警備員の配置体制が適切か。
	化学室	薬品庫等	◆ 警備員の配置時刻が適切か。
	保健室	薬品庫等	◆ 警備員の巡視順路が適切か。
			◆ 異常事態に迅速かつ適切な対処ができる体制か。
			◆ 薬品類が倒れる心配はないか。
			◆ 薬品類の保管場所は適当か。
			◆ 医薬品がすぐ持ち出せる体制となっているか。

（設置）

第1 学校防災に関する計画及び学校安全に関する取組等について、必要な事項を定めるとともに、関係者の共通理解を十分に図るため、「学校安全委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校防災に関する計画の立案及び変更に関すること
- (2) 児童生徒の安全確保に関すること
- (3) 災害時における情報連絡体制の充実に関すること
- (4) 災害時における教職員の役割分担及び人的支援体制の整備に関すること
- (5) 防災教育及び避難訓練の実施に関すること
- (6) その他学校安全に関すること

（会議）

第3 委員会は定例会及び臨時会とし、定例会は毎年1回、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。

（組織）

第4 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、校長をもって充てる
- 3 副委員長には、副校長をもって充てる
- 4 委員は、校長が指名し、又は委嘱する

（教職員等への協力要請）

第5 委員長又は副委員長は、必要に応じて委員以外の教職員等に対して、協力を要請することができる。

（庶務）

第6 委員会の庶務は委員長が指名する者が処理する。

（補足）

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

※ 本委員会は、その機能または活動に支障がない範囲において、既存の委員会を兼ねることは差し支えない。

別表 ○○学校 「学校安全委員会」委員

	職 名	氏 名	備 考
委員長	○○学校 校長		
副委員長	〃 副校長		
委 員	〃 P T A会長		
〃	○○医院 院長		学校医
〃	○○町内会長		
〃	○○市防災担当課長		
〃	○○消防署○○課長		
	○○警察署○○課長		
〃	○○広域振興局防災担当課長		
〃	○○学校 副校長		副委員長以外の副校長
〃	○○学校 教諭		担当主任
〃	〃 養護教諭		
(庶務)	(校長が指定する者)		

※ 学校安全委員会の委員については、学校の実情に応じて委嘱を行うものであり、本表は一般的な委員構成を例示したものであること。

はり (梁) beam. 荷を受けさせるための横木.

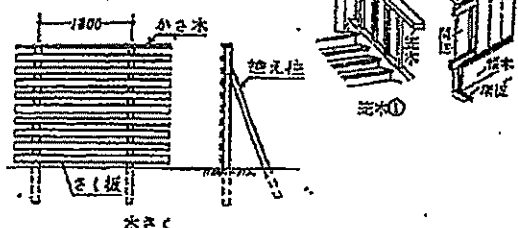
けた《桁》 cross-beam, girder. 柱 つか、
壁等の上に据え付け、他の物を受けさせるた
めの横木をいう。



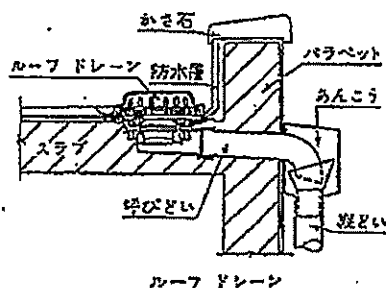
るくやね 《陸屋根》 flat roof. こう配が少なくて、歩行できる屋根。



かさぎ【笠木、葺木、銜木】 top rail, coping ①塼、手
摺、塼明目などの上部材、高欄状のものの葺上部の
横断材は、元来、桧木使
りと呼ばれるべきである
が、最近では同様に笠木と
総称されることが多い。



※4 るーふどれいん むらふ ドレイン) roof drain, ろく屋根の雨水を集め、縦どいと流す金物。



パラベット paraget ①途物の屋上、橋梁、吹抜廊下、プラットフォームなどの構造物において、その先端を保護するために設けられた低い手型壁。コンクリート造の屋上、アメリカ西部開拓時代の木造建物などに見られる。

※13
 エキスパンション ジョイント expansion joint 伸縮縫、構造物の接合方法の一。長さが高い建屋、橋梁、道路などの温度変化による構造物の膨張または収縮に対し、またはコンクリートの硬化収縮によるひび割れを防止するため、あるいは振動周期の異なる構造物を接続する場合、地震による振動に対し、構造物に生じる応力や変形性状を制御するために行われる接続の方法。

シートほうすい【-防水】sheet waterproofing 合成高分子ルーフィングを合成ゴムまたは合成樹脂の接着剤で下地に張り付けて防水層とする工事または工法、合成高分子ルーフィングという材料のJIS制定以来、合成高分子ルーフィング防水といわれていたが、同時に俗称とされていた「シート防水」が1987年3月改定の日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS 8)で取り上げられ、簡潔な表現に改められた。同時に、防水層上に押えコンクリートを打設して、歩行用に供する場合はルーフィングを2枚張りとするなど、シート防水の概念に多少の変更が加えられた。【合成高分子ルーフィング防水】ともいう。

#8 #9

図12 屋根の形状

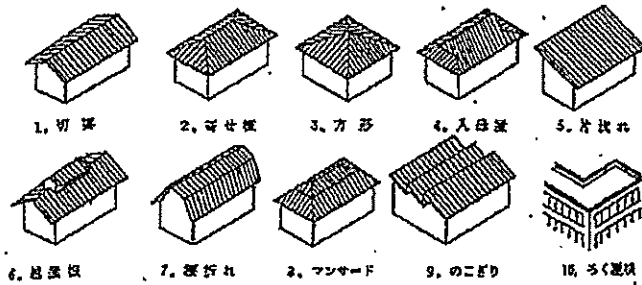


表2 ふき材による屋根の選別

種 別	ふ き 材	屋根勾配	特 性	主 用 途	
瓦	日本瓦おき	日本瓦	3.5/10~5/10	耐久性優れ施工容易、 設置大欠点	和風住宅、学校
おき	洋瓦おき	フランス瓦 スペイン瓦	4/10~5/10	同上、意匠に優れる	洋風住宅
おき	セメント瓦おき	セメント瓦 厚型スレート	3.5/10~5/10	安価、耐久性・防水性 やや劣る	住宅、学校、工場
スレートおき	石綿スレートおき	波 形 石 綿 スレート	4/10~5/10	安価で耐久性があるが 衝撃に弱い	工場、倉庫、渡り廊下
おき	天然スレートおき	天然スレート	5/10~	高価、ふき手間大	住宅、その他一般
金属板おき	亜鉛鉄板おき	亜鉛鉄板	1.5/10~	耐食性良好、耐久性、 遮断性劣る	住宅、その他一般
おき	銅板おき	銅 板	1.5/10~	高価、耐久性に優る	住宅下屋根等
おき	アルミニウム板おき	アルミ板	1.0/10~	耐腐蝕性、耐久性に優る	住宅、学校
合成樹脂おき	塩化ビニール樹脂、ポリエスデル樹脂		3.5/10~6/10	採光を目的とし、耐久性に優る	各種建物の採光窓
ガラスおき	ガラス		4/10~5/10	破損の危険、耐食性の 図解、採光を目的	温室、廊下、サンルーム
陸屋根防水	アスファルト防水、シート防水、塗布防水		0.3/10~1/10	屋根の利用可能、周到な 施工を必要	鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造各種建物
そ の 他	藁おき (こけらおき、まき板おき)、草おき (かやおき、わらおき)、樹皮おき (ひわだおき、杉皮おき)				

(注) 屋根勾配

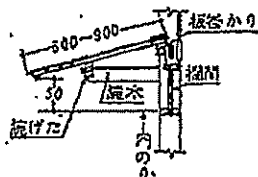


#10

シーリングざい [一材] sealing compound, sealant
建築物を構成する目地部分に水密や気密を目的として充填する材料。合成高分子材料を基材としており、施工時は流動性のある不定形材料であるが、ほとんどのものは硬化後ゴム状弾性体になる。これを弾性シーリング材と称することもある。そのほか硬化しないものもある。

#12

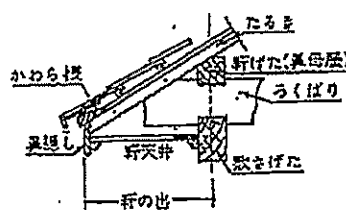
ひさし [庇(庇)] penthouse, pentice. ① 入り側部分をいう。② 窓または出入口などの上で、突き出している小屋根をいう。



銘木びさし

#11

のきてんじょう [軒天井] 軒先の天井、軒天井



#14

プラスター plaster 鉱物質の粉末と水とを混練して塗り仕上げに用いる材料の総称。語源的には漆喰を指すが、その他ドロマイトプラスター、石膏プラスターなどがある。石膏プラスターは更に混合プラスター、ボード用石膏プラスター、クリーム用石膏プラスター、硬石膏プラスターに分類される。共に塗り壁材料。

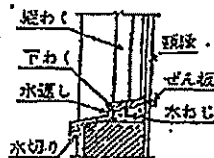
#16

コーナー ビード corner bead →かどがね

かどがね【角金】corner bead, corner guard 塗り壁、柱などの出隅部を保護するための棒状の角金物。一般に防食めっき、防錆塗料処理を施した鉄板や、珪藻製のものを塗り込んで用いる。羽根付きのものもある。

#18

みずぎり【水切】throating, drip. 窓台などのように、壁から突き出している部分の下に付けた小みぞ。



#19

アンカー ボルト anchor bolt 柱脚部や土台をコンクリートの基礎に、あるいは小腰組トラスなどを鉄筋コンクリート柱や壁に緊結するための埋込みボルト。埋込み部分の先端を曲げたり、アンカープレートを取り付けたりして引張り抵抗を増大させる。「基礎ボルト」ともいう。

#21

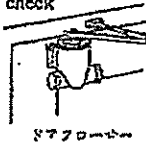
パテ putty 胡粉、白亜、亜鉛華などを亜麻仁油、油ワニスなどで練った充填材。亜麻仁油で練ったものはガラスの取付け、塗装工事の下地充填に用い、鉛白、鉛丹を配合したものは、硬化するので硬パテ、鉛丹を入れたものは赤パテと呼び、鉄管の継目のねじ部分に塗り込んで水漏れ、ガス漏れを防ぐ。

#23

ドア チェック door check →ドア クローザー

ドア クローザー door closer, door check

開かれた扉を自動的に速度を調節して静かに戻し閉める装置。一般には扉の上方で横に取り付ける。フロアヒンジ内にもドアクローザーと同じ機能が収められている。

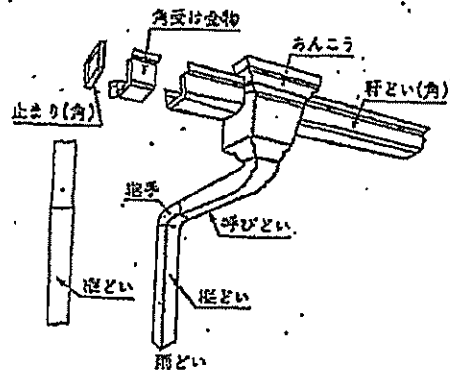


#15

しっくい【漆喰】lime plaster 消石灰に砂、糊、切(い)などを混ぜて水で練ったもの、または塗ったもの。強さは消石灰より糊によるもので弱く、欠点も多い。下地は木割(きわり)、ラスボード、コンクリートなどが広く使われる。

#17

たてどい【縦樋】down pipe. 垂直な雨どい。

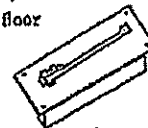


#20

コーキング caulking, calking ①気密、水密のために隙間を詰めること。②圧力管、汽缶などの外板をリベット打ちした後、更に材の継目を叩き締め圧着させること。③排水管の継目に鉛を叩き締め水密にすること。④コーキング材などを部材間の目地や伸縮目地などの隙間に詰めること。

#22

ふるあひひんじ【フローア ヒンジ】 floor hinge. とびらの開閉用の調整装置。

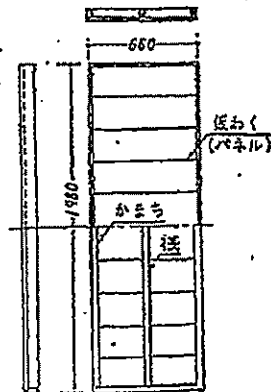


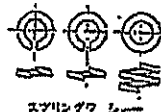
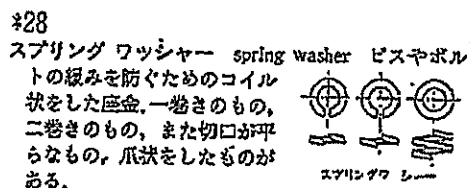
フローア ヒンジ

#24

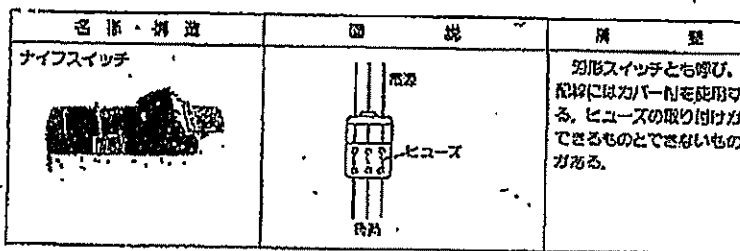
かまち【榑】rail, stil. ①窓障子などの周囲の細い木。②床などの板の止まりを隠すための横木。

#25 さん【榑】rail. 戸などの横木をいう。





*29
パイプ シャフト pipe shaft 配管用スペースの一。
多層建築物内における各階を貫通してあけられてい
る竪方向の防火区画として区画された中空スペー
ス。建築設備用各種配管を集中的に収納する。管の
種類または系統によって、その中空スペースを適当
に区切るか、もしくは2〜3種類のシャフトをつく
り、使い分けをすることができ、



フロントスイッチ

高麗水槽の貯水量を一定の範囲に保つため、浮きフロートに固定した棒軸が水位に応じて上下すると、棒軸に取付けた突起物で水位の設定上限と設定下限に接したスイッチを切り、排水ポンプを駆動させるものをフロートスイッチという。一方、フロートの代わりに電極棒を使い、この電極棒に24Vの直流電圧をかけ水を通して流れる電流が水位の上下で入切することを利用し、これを揚水ポンプの駆動に応用したものをフロートなしスイッチという。



ボールタツブ

受水槽にたまる水道水の水量をつねに一定に保つため、水道水が受水槽に流入する配管の先端に受水弁を設ける。受水弁の役割のうち、水位の上下で浮きフロートが上下することを利用し、フロートの動きをてこ仕掛けに変えて弁を開閉する機構のものをもボールタップという。

ボールタップは、水面の動揺でフロートが浮たつくと、弁座が損傷して水道水の流入を完全に閉止できなくなる場合もある。また、貯水皿の裏面には配管被を必要とする場合もある。

